平成２２年（フ）第１３７号
香川県高松市川島東町1733番地４
債務者　大井　勇二
１　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３０５号
香川県東かがわ市松原92番地２
債務者　桑島　　隆
１　決定年月日時　平成22年11月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４１９号
香川県高松市屋島東町598番地５
債務者　永原　紀子（旧姓髙木）
１　決定年月日時　平成22年11月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４０４号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目26番40号
債務者　泉　　英二
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１７５号
福岡市城南区別府５丁目13番30号
債務者　北里　和信
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３８３号
福岡県朝倉郡筑前町森山276番地１グリシーヌ弐番館201号
債務者　高崎　真澄
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４１２号
福岡市博多区美野島３丁目７番９号
債務者　齊藤　克浩
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４４９号
福岡市南区野多目３丁目１番２―504号
債務者　岡本　秀行
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５３９号
福岡市城南区干隈２丁目50番５―703号
債務者　勝野真由美
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６２７号
福岡市南区井尻４丁目13番３号
債務者　鳥越　岩雄
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６５９号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代832番地７ニューサンコーポ206号
債務者　佐藤　雄一
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７４０号
福岡市東区青葉６丁目４番３号
債務者　赤星　領一
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７７８号
福岡市南区屋形原４丁目15番14号
債務者　高崎　儀次
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９２９号
福岡市東区香椎浜１丁目８番１―808号
債務者　溝口富久雄
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３４号
福岡市南区桧原３丁目19番４―307号
債務者　村岡惠美子
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９６６号
福岡県太宰府市御笠５丁目11番６号
債務者　辻　　浩之
１　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３８１号
福岡県うきは市吉井町富永1492番地５、申立時の住所福岡県久留米市野中町1135番地　サングレート野中Ⅱ305号
債務者　岩橋差代子（旧姓原田）
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４１５号
福岡県久留米市青峰１丁目６番2532号、住民票上の住所福岡県久留米市高良内町3600番地３
債務者　丸山　千昭
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部